

事業承継ネットワーク構築事業の広報に関する委託業務実施要綱

1 趣旨

平成 26 年の時点で、香川県の中小企業数は、総企業数の 99.8%に及び、経営者の平均年齢は 59.2 歳と近年高齢化が進展しており、中小企業に蓄積されたすぐれた技術やノウハウを次代に円滑に引継ぎ、事業承継を促進することは、香川県の強みである特定の業種に偏らないバランスのとれた産業構造を維持し、戦略的な産業振興を図っていく上で大変重要な課題である。

このことを踏まえ、中小企業の経営者等が適切な事業承継を認識する（気づきのきっかけを作る）ために、事業承継診断を実施し、事業承継支援の専門機関へ相談対応を引き継ぐことや、事業承継の普及啓発を目的とする、地域の支援機関等を構成員とする事業承継ネットワークを平成 29 年 6 月に立ち上げたところである。

今後、事業承継ネットワークの構成機関により、事業承継の掘り起こし（事業承継診断）や事業承継の推進（専門機関への引継ぎ）を実施するが、さらに相乗効果が上がるよう、「適切な事業承継が必要だ」、「事業承継を進めるための相談窓口はここに行けばいい」、「事業承継をはじめのために」と県内の中小企業等の経営者の方への普及啓発につなげることにより、事業承継への意識付けとなりうる情報発信ツールの制作を含む広報業務を委託するものである。

事業承継の必要性を再認識してもらうとともに、これまであまり知られていない事業承継支援の専門機関への相談需要を喚起し、広く事業承継の浸透を図り、県内の中小企業等の事業承継が推進することを目的とする。

なお、事業承継の概要、事業承継ネットワーク構築事業の概要等については、下記アドレス（国ホームページ）によりご確認ください。

事業承継ガイドライン

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei1.pdf>

事業承継ネットワーク構築事業について

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170605shoukei.pdf>

事業承継ガイドライン 20問20答

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei20/download/shoukei.pdf>

2 概要

- (1) 名 称 事業承継ネットワーク構築事業の広報に関する委託業務
- (2) 選定方法 企画競争により選定（採用業者の選定後にデザイン等の修正を求める場合があります。）
- (3) 事務局 公益財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部企業支援課
香川県高松市林町 2217-15（香川産業頭脳化センタービル 2 階）
電話：087-840-0391 FAX：087-869-3710

(4) 提出物

- ① 応募意思表明書 **別紙様式 1** 1 部
- ② 企画提案書 **別紙様式 2** 6 部（1 部のみ社名入り、5 部は社名なし） ※**資料 1**の仕様書参照 **様式 2**の計画書に添付するイメージポスター、リーフレットの補足資料については、次のとおりとすること。

【イメージポスター】提案では、A4 サイズ縦を基本とし、1 社当たり 1 案とする。B2 サイズ縦（原寸大）を 1 部作成すること。

【リーフレット】提案では、A4 サイズ縦を基本とし、1 社当たり 1 案とする。

(5) 応募受付期間【厳守】

応募申込書 平成29年9月1日(金)17時15分までに事務局へ直接提出すること。

(郵送の場合は必着)

企画提案書 平成29年9月15日(金)17時15分までに事務局へ直接提出すること。

(郵送の場合は必着)

(6) 契約限度額

本業務の委託料は、3,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。

3 審査

(1) 審査の方法

書面審査を行う。

(2) 決定

書面審査の結果に基づき、業務を委託する採用業者1社（団体）を選定する。

(3) 審査結果の通知

審査の当落結果と採用業者名は、応募者全員に書面で通知する。

4 契約

公益財団法人かがわ産業支援財団は、採用業者に事業承継ネットワーク構築事業の広報に関する業務を委託する。

（業務内容は、[資料1](#)「事業承継ネットワーク構築事業の広報に関する業務仕様書」参照）

5 その他

(1) 企画提案に要する経費は支給しない。

(2) 制作物の著作権は、公益財団法人かがわ産業支援財団に帰属するものとし、必要に応じて制作物を後に増刷できるものとする。また、データ等を提出するものとする。他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て、公益財団法人かがわ産業支援財団企業振興部企業支援課に報告するものとする。

(3) イメージポスター、リーフレットの画像データは、公益財団法人かがわ産業支援財団が、HPやパンフレット等印刷物及び雑誌の広告等で追加負担なく使用するものとする。

(4) 採否にかかわらず、企画提案書は返却しない。一旦受理した書類の変更・追加は認めない。

(5) 業務については事務局と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、柔軟な対応をとること。